

盛岡市平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例について

平成23年6月1日

総務部

1 条例制定の趣旨

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び期限内に履行されなかつた義務に係る免責について定めるものである。

2 条例の内容

(1) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

東北地方太平洋沖地震による災害の被害者に係る権利利益について、平成23年8月31日を限度として、これらの権利利益に係る満了日を告示により延長する措置をとることができるとする。

なお、延長の措置を平成23年9月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、満了日を更に延長することとする。

(例) 許可期間が平成23年5月31日までである場合に、これを8月31日までに延長できることとなる。

(2) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置

平成23年3月11日から同年6月29日までの間に条例等に規定されている履行期限が到来する義務であつて、東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものが、同月30日までに履行されたときは、不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものも含む。）は問われないものとする。

なお、免責の措置を平成23年7月1日以後においても特に継続して実施する必要があるときは、新たに、免責に係る期限を規則で定めることとする。

(例) 督促を受けた分担金の納期限が5月31日であったが、震災により納付が遅れ、6月29日に納付された場合は、延滞金は発生しないこととなる。

3 条例の施行期日 公布の日（平成23年5月27日）

4 専決処分理由

この条例の制定について、当初の満了日が経過している場合の違法状態の解消及び義務の不履行に対する免責の早期実現の必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分を行つた。